

タイムビジネス信頼・安心認定マーク使用規約

(目的)

第一条 タイムビジネス信頼・安心認定制度運用規約第十二条第2項の規定に基づきタイムビジネス信頼・安心認定制度の時刻配信業務、時刻認証業務の認定を受けた事業者（以下「事業者」という。）が、タイムビジネス信頼・安心認定マーク（以下「認定マーク」という。）を使用するに当たって必要な事項について規定する。

(使用範囲)

第二条 事業者は、認定を受けた業務について、認定番号等を持った認定マークを以下のとおり使用することができる。

- (1) 認定マークを、認定業務に関するウェブサイト、又は印刷物に表示させること。
- (2) 認定マークを変形しない形で表示させること。
- (3) 原則として認定番号等及び事業者名を併せて表示すること。
- (4) 認定マークを表示できる場所等は、次のとおりとする。
 - ① ホームページ
 - ② 名刺
 - ③ 説明書
 - ④ 宣伝・広告用資料
 - ⑤ 取引書類 等
- (5) 認定マークを使用する場合は、利用者が特定できる方法で、認定された業務範囲を表示すること。宣伝・広告用資料、名刺等、認定範囲が不明確になる恐れのある場合は特に留意すること。

第三条 第二条の「認定番号等」とは、一般財団法人日本データ通信協会から発行される認定番号に続けて、認定回数を括弧内に記載したものとする。

なお、この認定更新回数は、省略することもできる。

第四条 第二条の「認定番号等を持った認定マーク」とは、別記に示すように(時刻認証業務についてはデジタル署名を使用する方式の例を示す。)認定マークの下部に認定番号等を配置し、認定マークと認定番号等が一体となった形で表示することを意味する。また、同一事業者が複数の認定番号を取得した場合は、別記の図の配置の下部に2番目以降の番号を同様に配置するものとする。認定番号の文字の大きさ、色、字体、及び認定マーク下部からの位置については特に規定しない。

第五条 第二条(3)の「原則として認定番号等及び事業者名を併せて表示すること」とは、認定番号等の配置については、第四条に準ずることとし、表示場所については、第二条(4)に規定する事業者が認定マークを表示できる場所に含まれていることを意味する。

附則

平成 18 年 5 月 17 日 一部改訂

附則

この規定は、平成 21 年 1 月 16 日から適用する。

附則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規定は、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

別記



TA9999(9)



SD9999(9)